しあわせ山口　会則

2025年3月15日発足

（名称）
第１条　この会の名称は「しあわせ山口」とする。

（事務所）
第２条　この会の事務所は山口県内におく。

（目的）
第３条　この会は、犯罪被害の当事者の幸せを応援するための活動（事業）を行うことにより、犯罪被害の当事者が幸せに生きられる社会の実現を目指すことを目的とする。

（活動内容）
第４条　この会は、第3条の目的を達成するために、次のような活動を行う。
（1）犯罪被害当事者の講演会の開催
（2）犯罪被害当事者の幸せを応援するための写真展の開催
（3）犯罪被害当事者が幸せに生きられる社会を実現するための啓発活動の実施

（会員）
第５条　この会の趣旨に賛同し、所定の会費を支払った者を会員とする。

（役員）
第６条　この会の運営のため役員をおく。
　　代表（1名）、会計（1名）、監査（1名）

（会議）
第７条　この会の会議はスタッフ会議（不定期）とする。

（事業年度）
第８条　この会の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

（その他）
第９条　この会則の必要事項の変更および追加等はスタッフ会議で協議の上決定する。

（附則）
第１０条　この会則は、2025年3月15日から施行する。
（改訂）　2026年3月23日　全面改訂